

登録審議会規程

制定 昭24. 4. 1

改正 昭29. 1. 1 昭49. 4. 1

平14. 4. 1

第1条 本会に登録審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条 審議会は本会々長（以下「会長」という。）の諮問に応じホルスタイン種牛の登録ならびに改良に関する事項を調査研究して審議する。

2 審議会は前項に掲げる事項に関し会長に意見を述べることができる。

第3条 審議会は委員若干名をもって構成する。

第4条 委員は会員および学識経験者のうちから選任する。

2 委員の委嘱解嘱および任免は会長が行う。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長が必要と認めたときは臨時の委員を置くことができる。

臨時委員は当該審議事項の審議が終了したときは解任されるものとする。

第5条 審議会に委員長を置く。委員長は委員の互選によりこれを定める。

第6条 審議会の庶務は本会で処理する。

第7条 この規程に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日からこれを施行する。

この規程改正の日に現に委員である者については、第4条第3項の規定にかかわらず、任期は平成14年6月20日までとする。